

年 発 0 2 0 6 第 1 号
令 和 6 年 2 月 6 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部
を改正する政令等の施行及び社会保障に関する日本国とイタリア共和国と
の間の協定の発効に伴う実施事務の取扱いについて

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 104 号。以下「特例法」という。）等の内容については、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律等の施行について」（平成 20 年 1 月 10 日付庁保発第 0110002 号）において、社会保障協定の発効に伴う実施事務の取扱いについては、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律等の施行に伴う実施事務の取扱いについて」（平成 20 年 1 月 10 日付庁保発第 0110001 号、社業発第 30 号）において、それぞれ通知しているところである。

その後、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定（以下「イタリア協定」という。）が国会で承認されたことに伴い、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 308 号。以下「改正特例政令」という。）が令和 5 年 10 月 25 日に公布され、また、イタリア協定に係る実施事務が相手国との間で確定したことを受けて社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 133 号。以下「改正特例省令」という。）が同日に公布されたところである。

今般、イタリア協定は、令和 6 年 4 月 1 日 から効力を生ずることとなるところ、イタリア協定内容及び主な留意点、改正特例政令による改正後の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成 19 年政令第 347 号）（以下「改正後特例政令」という。）及び改正特例省令による改正後の社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成 20 年厚生労働省令第 2 号）（以下「改正後特例省令」という。）における厚生年金保険法等の特例並びにイタリア協定の実

施事務における主な留意点等は下記のとおりであるので、その内容について御承知いただき、その実施に当たってよろしくお取り計らい願いたい。

なお、この通知における用語の意義は、イタリア協定並びに特例法、改正後特例政令及び改正後特例省令における用語の意義によるものとする。

記

I イタリア協定の内容及び主な留意点

第1 イタリア協定の内容

イタリア協定は、日本国とイタリア共和国（以下「イタリア」という。）との間で公的年金制度及び雇用（失業）保険制度の適用についての調整等を行い、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その内容は、別添1のとおりであること。

第2 イタリア協定における主な留意点

1 二重加入の防止の規定

(1) 公的年金制度

一方の締約国の法令に基づく公的年金制度に加入している被用者が雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内で就労するために派遣され、かつ、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれない場合、又は一方の締約国の法令に基づく制度に加入している自営業者が他方の締約国の領域内で自営業者として一時的に就労し、かつ、その自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれない場合、当該一方の締約国の法令のみが適用されること。

(2) 雇用（失業）保険制度

一方の締約国の法令に基づく雇用保険又は失業保険制度（日本国については雇用保険制度、イタリアについては失業保険制度）に加入している被用者が雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内で就労するために派遣され、かつ、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれない場合、当該一方の締約国の法令のみが適用されること。

(3) 適用免除の期間の延長

適用免除の期間の延長については、両締約国間の取決めにより、両締約国の権限

のある当局又は実施機関において、(1) 又は (2) にいう派遣の期間又は自営活動の期間及び更なる免除期間の合計が原則として十年を超えない期間の範囲で合意することができること。

2 給付の申請等の代理受理の規定

一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱うこと。

II 改正後特例政令及び改正後特例省令における厚生年金保険法等の特例

第1 改正後特例政令における厚生年金保険法等の特例

1 厚生年金保険の加入の特例

厚生年金保険の加入の特例制度の対象となる社会保障協定として、イタリア協定が該当すること（特例法第25条及び改正後特例政令第50条）。

2 審査請求等の手続の特例等

(1) 審査請求等

厚生年金保険法等の規定による審査請求又は再審査請求について、政令で定める相手国法令の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由して行うことができること等とされているところ、対象となる相手国法令として、イタリアの法令が該当すること（特例法第58条及び第59条並びに改正後特例政令第90条）。

(2) 戸籍事項の無料証明

市町村長（特別区の区長を含む。）は、政令で定める社会保障協定に係る相手国年金の受給権者に対して、条例の定めるところにより無料で戸籍事項の証明を行うことができることとされているところ、対象となる社会保障協定として、イタリア協定が該当すること（特例法第61条及び改正後特例政令第93条）。

第2 改正後特例省令における国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例

イタリア協定に関する国民年金又は厚生年金保険の適用証明書交付申請書又は適用証明期間継続・延長申請書を提出するときは、その記載事項として、他の社会保障協定に係る各申請書と共通するもののほか、イタリアの領域内における就労先の税務番号を記載すること（改正後特例省令第2条、第3条、第6条及び第7条）。

Ⅲ イタリア協定の実施事務における主な留意点

第1 適用に係る主な留意点

- 1 イタリア協定の効力の発生の日以前からイタリアへ派遣されている者又は自営業者として就労している者が、二重加入の防止の規定に基づき、イタリア協定の効力の発生の日からイタリアの法令の適用を免除されるためには、適用証明書の交付申請書の受付日がイタリア協定の効力の発生の日から6か月以内である必要があること。
- 2 日本の事業主は、発行された適用証明書に、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写しを貼付の上、一時派遣者へ渡すこと。

第2 その他

イタリア協定を実施するための様式については、別添2のとおりであること。

Ⅳ 施行期日

改正特例政令及び改正特例省令（イタリア協定の実施に係る部分以外の部分を除く。）は、イタリア協定の効力の発生の日（令和6年4月1日）から施行すること。

この通知は、イタリア協定の効力の発生の日（令和6年4月1日）から適用するものであること。

年 発 0 2 0 6 第 2 号
令 和 6 年 2 月 6 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長
各 市 町 村 長 （ 特 別 区 の 区 長 を 含 む 。 ） 殿

厚 生 労 働 省 年 金 局 長
（ 公 印 省 略 ）

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部
を改正する政令等の施行及び社会保障に関する日本国とイタリア共和国と
の間の協定の発効に伴う実施事務の取扱いについて

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 104 号。以下「特例法」という。）等の内容については、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律等の施行について」（平成 20 年 1 月 10 日付庁保発第 0110002 号）において、社会保障協定の発効に伴う実施事務の取扱いについては、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律等の施行に伴う実施事務の取扱いについて」（平成 20 年 1 月 10 日付庁保発第 0110001 号、社業発第 30 号）において、それぞれ通知しているところである。

その後、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定（以下「イタリア協定」という。）が国会で承認されたことに伴い、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 308 号。以下「改正特例政令」という。）が令和 5 年 10 月 25 日に公布され、また、イタリア協定に係る実施事務が相手国との間で確定したことを受けて社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 133 号。以下「改正特例省令」という。）が同日に公布されたところである。

今般、イタリア協定は、令和 6 年 4 月 1 日 から効力を生ずることとなるところ、イタリア協定内容及び主な留意点、改正特例政令による改正後の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成 19 年政令第 347 号）（以下「改正後特例政令」という。）及び改正特例省令による改正後の社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成 20 年厚生労働省令第 2 号）（以

下「改正後特例省令」という。)における厚生年金保険法等の特例並びにイタリア協定の実施事務における主な留意点等は下記のとおりであるので、その内容について御承知いただき、その実施に当たってよろしくお取り計らい願いたい。

なお、この通知における用語の意義は、イタリア協定並びに特例法、改正後特例政令及び改正後特例省令における用語の意義によるものとする。

記

I イタリア協定内容及び主な留意点

第1 イタリア協定の内容

イタリア協定は、日本国とイタリア共和国（以下「イタリア」という。）との間で公的年金制度及び雇用（失業）保険制度の適用についての調整等を行い、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その内容は、別添1のとおりであること。

第2 イタリア協定における主な留意点

1 二重加入の防止の規定

(1) 公的年金制度

一方の締約国の法令に基づく公的年金制度に加入している被用者が雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内で就労するために派遣され、かつ、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれない場合、又は一方の締約国の法令に基づく制度に加入している自営業者が他方の締約国の領域内で自営業者として一時的に就労し、かつ、その自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれない場合、当該一方の締約国の法令のみが適用されること。

(2) 雇用（失業）保険制度

一方の締約国の法令に基づく雇用保険又は失業保険制度（日本国については雇用保険制度、イタリアについては失業保険制度）に加入している被用者が雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内で就労するために派遣され、かつ、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれない場合、当該一方の締約国の法令のみが適用されること。

(3) 適用免除の期間の延長

適用免除の期間の延長については、両締約国間の取決めにより、両締約国の権限のある当局又は実施機関において、(1) 又は (2) にいう派遣の期間又は自営活動の期間及び更なる免除期間の合計が原則として十年を超えない期間の範囲で合意することができること。

2 給付の申請等の代理受理の規定

一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日当該一方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱うこと。

II 改正後特例政令及び改正後特例省令における厚生年金保険法等の特例

第1 改正後特例政令における厚生年金保険法等の特例

1 厚生年金保険の加入の特例

厚生年金保険の加入の特例制度の対象となる社会保障協定として、イタリア協定が該当すること（特例法第25条及び改正後特例政令第50条）。

2 審査請求等の手続の特例等

(1) 審査請求等

厚生年金保険法等の規定による審査請求又は再審査請求について、政令で定める相手国法令の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由して行うことができること等とされているところ、対象となる相手国法令として、イタリアの法令が該当すること（特例法第58条及び第59条並びに改正後特例政令第90条）。

(2) 戸籍事項の無料証明

市町村長（特別区の区長を含む。）は、政令で定める社会保障協定に係る相手国年金の受給権者に対して、条例の定めるところにより無料で戸籍事項の証明を行うことができることとされているところ、対象となる社会保障協定として、イタリア協定が該当すること（特例法第61条及び改正後特例政令第93条）。

第2 改正後特例省令における国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例

イタリア協定に関する国民年金又は厚生年金保険の適用証明書交付申請書又は適用証明期間継続・延長申請書を提出するときは、その記載事項として、他の社会保障協定に係る各申請書と共通するもののほか、イタリアの領域内における就労先の税務番号を記載すること（改正後特例省令第2条、第3条、第6条及び第7条）。

Ⅲ イタリア協定の実施事務における主な留意点

第1 適用に係る主な留意点

- 1 イタリア協定の効力の発生の日以前からイタリアへ派遣されている者又は自営業者として就労している者が、二重加入の防止の規定に基づき、イタリア協定の効力の発生の日からイタリアの法令の適用を免除されるためには、適用証明書の交付申請書の受付日がイタリア協定の効力の発生の日から6か月以内である必要があること。
- 2 日本の事業主は、発行された適用証明書に、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写しを貼付の上、一時派遣者へ渡すこと。

第2 市町村（特別区を含む。）の実施事務に係る主な留意点

日本国の領域内で就労する者であってイタリア協定の規定によりイタリアの法令の適用を受けるもの及びその者に同行する配偶者又は子であってその者の収入により生計を維持するものについては、国民年金の被保険者とならないこと。ただし、当該配偶者又は子が国民年金の被保険者となることを希望し、国民年金の被保険者の資格の取得の届出をする場合はこの限りではないこと。

第3 その他

イタリア協定を実施するための様式については、別添2のとおりであること。

Ⅳ 施行期日

改正特例政令及び改正特例省令（イタリア協定の実施に係る部分以外の部分を除く。）は、イタリア協定の効力の発生の日（令和6年4月1日）から施行すること。

この通知は、イタリア協定の効力の発生日（令和6年4月1日）から適用するものであること。